

福祉・介護職員等特定処遇改善加算 「見える化」要件

令和4年4月1日

社会福祉法人 八丁堀福祉会

福祉・介護職員の処遇改善については、これまで取り組みが行われてきましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、福祉・介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う報酬改定において対応することとされました。この事を受けて、令和元年度の報酬改定において、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。当該加算を受けるためには、下記の要件を満たしている必要があります。

- A 現行の処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を取得していること。
- B 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること。
- C 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の算定要件の「見える化」に向けた取り組みについて、福祉・介護職員等特定処遇改善の賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を「情報公開制度」や事業者のホームページを活用するなどして、外部から見える形で公表することになっています。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的取組（賃金改善以外）につきましては、以下のとおり公表します。

職場環境要件	
区 分	内 容
両立支援・多様な働き方の推進	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善